中山間地域・離島での資格取得促進事業　資格取得猶予年数の取扱い

■資格取得猶予年数の取扱い（案）

資格取得に必要な実務経験期間を経過した後、直ちに受験できる訳ではなく、試験日や合否発表日も資格によりまちまちであることから、
実務経験年数満了予定日（１年未満は１年に切り上げ）の翌年度までは資格取得猶予期間として支給（就業地要件も満たす必要あり）する。
猶予期間中に資格を取得できなかった場合は翌年度の支給を停止し、再挑戦後に取得した翌年度から支給を再開（就業地要件も満たす必要あり）する。
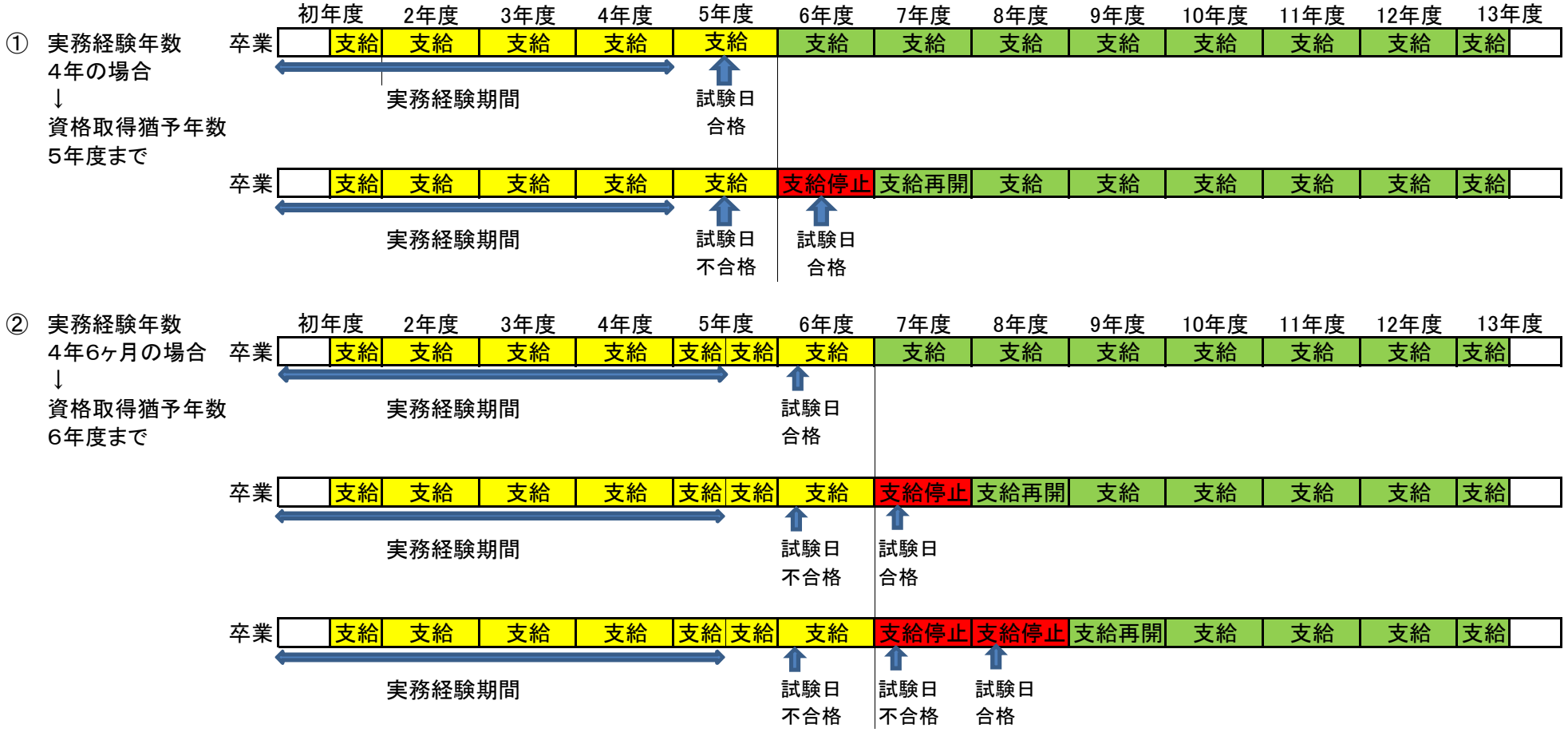
■大学生等の例